

第2回多治見市地域密着型サービス運営委員会議事録

日 時：平成30年3月6日（火）

14:40～15:00

場 所：駅北庁舎 4階第2会議室

出席： 荒木登志枝委員、小栗武仁委員、後藤達彦委員、小鞠清子委員、橋本和夫委員、
長谷川洋子委員、三原理智委員、山田隆司委員、山中克仁委員
(アイエオ順)

欠席： 谷加代子委員

事務局

高齢福祉課：瀨瀨部長、杉村課長、前田リーダー、加藤リーダー、早瀬、河地

社会福祉協議会 地域福祉課：澁谷課長

精華地域包括支援センター：森

北栄地域包括支援センター：棚瀬

会長

引き続き、平成29年度 第2回多治見市地域密着型サービス運営委員会を開催します。それでは、議題に入ります。

議題1について事務局より説明願います。

事務局

議題1 多治見市地域密着型サービス事業所の指定等の状況について

地域密着型として多治見市内において介護事業所がサービスを開始しようとする際は、多治見市の指定を受けて頂く必要があります。指定の期間は6年間であり、一度指定を受けて頂くと、6年毎の更新の手続きや、事業所を廃止する場合は廃止届を提出頂く必要があります。議題1につきましては、前回の運営委員会以降に届出があった事業所の報告となります。

—資料に基づいて説明—

会長

事務局の説明について、ご質問ございませんか。

委員

休止の事業所はどのような理由で休止されるのですか。

事務局

休止の事業所につきましては、利用者が集まらない、職員が集まらないという理由で休止してみえます。同じ会社において、市外にて運営しているグループホームもあり、今後につきましては、現在考えながら市外の事業所を運営してみえるようです。

会長

議題1については以上です。続いて、議題2について、事務局からお願いします。

事務局

議題2 共生型地域密着型サービスについて

地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の法改正により、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする為、介護保険と障がい福祉の新たなサービスとして共生型サービスが位置づけられるものである。

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定もうけやすくなるようにする。現在多治見市では、児童・障がいの受け皿はなく、市内の介護の事業所からの問い合わせもないです。現在条例の改正を準備しているところです。

—資料に基づいて説明—

会長

事務局の説明について、ご質問ございませんか。

委員
事務局

みなし指定されるという事ですが。
まだ詳細は決まっていない為、決まり次第詳細を事業所に発信していきま
す。

会長
事務局

その他ございませんか。議題2については、以上です。
次回の日程につきましては、6月頃を予定しておりますので、また近くな
りましたら、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。